

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号

ユアサ商事株式会社

代表取締役社長 佐藤悦郎

第134回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第134回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第134期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果をそれぞれ報告いたしました。
 2. 第134期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容につきましては、後記「定款一部変更の件のご案内」をご参照ください。

第2号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に佐藤悦郎、澤村和周、鈴木通正、宮崎明夫、田村博之、白井良一、松平義康及び水町一実の8氏が再選され、また、新たに佐野木晴生及び灰本栄三の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、灰本栄三氏は、社外取締役であります。

【定款一部変更の件のご案内】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の物品の売買、輸出入、代理および仲立の事業</p> <p>(1)金属加工機械、機械器具、工具、金型、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、ポンプ、圧縮機、送風機、油圧空気圧機器、破碎機、摩砕機、選別機、化学機械、冷凍機・同応用装置、繊維機械、建設・鉱山機械、農林漁業用機械器具、食料飲料加工機械装置、印刷製本機械装置、ゴム・合成樹脂工業用機械、木材加工機械、工業炉、鑄造機械装置、包装荷造機械、計量器、測定測量機器、時計、理化学光学機械、視聴覚教育用機器、事務用機械装置、自動販売機、駐車洗車設備、保安警報信号装置、廃棄物処理・浄水装置、医療用機械器具・装置、電動機、発電機、配電制御装置、民生用産業用電気機械器具、通信装置、電子応用装置および電子部品</p> <p>(2)～(14) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1号の物品の製造および加工の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の物品の売買、輸出入、代理および仲立の事業</p> <p>(1)金属加工機械、機械器具、工具、金型、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、ポンプ、圧縮機、送風機、油圧空気圧機器、破碎機、摩砕機、選別機、化学機械、冷凍機・同応用装置、繊維機械、建設・鉱山機械、農林漁業用機械器具、食料飲料加工機械装置、印刷製本機械装置、ゴム・合成樹脂工業用機械、木材加工機械、工業炉、鑄造機械装置、包装荷造機械、計量器、測定測量機器、時計、理化学光学機械、視聴覚教育用機器、事務用機械装置、自動販売機、駐車洗車設備、保安警報信号装置、廃棄物処理・浄水装置、医療用機械器具・装置、電動機、発電機、配電制御装置、民生用産業用電気機械器具、通信装置、電子応用装置、<u>電子部品および再生可能エネルギー</u>を利用した発電設備</p> <p>(2)～(14) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1号の物品の<u>設計、製造、据付、加工</u>および修理の事業</p>

(次ページにつづく)

変更前定款	変更後定款
<p>4～26 (省略) (新設)</p> <p>27 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資 (新設)</p> <p>28 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>	<p>4～26 (現行どおり)</p> <p>27 <u>発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給・販売に関する事業</u></p> <p>28 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資</p> <p>29 <u>前各号およびこれに付帯または関連する事業の調査・研究ならびにコンサルタント業</u></p> <p>30 前各号に付帯または関連する一切の業務</p>
<p>第2条～第26条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上

単元未満株式をご所有の株主の皆さまへ

当社は、単元未満株式の買増制度を導入しており、単元未満株式（1,000株未満の株式）をご所有の株主さまは、当社に対し、その単元未満株式と合わせて単元株式（1,000株）となる数の株式の売渡しを請求することができます（例えば、600株をご所有の株主さまは、当社に対し400株の売渡しを請求することができます）。

また、1,000株に満たない株式を当社で買取らせていただく単元未満株式の買取制度につきましても、これまでどおりご利用が可能です。

特別口座に記録された単元未満株式の買増請求・買取請求の手続きをご希望される場合は、下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、証券会社を通じて証券保管振替機構（ほふり）へお預けになっている単元未満株式の買増請求・買取請求につきましては、お取引の証券会社へお問い合わせください。

なお、当社では、単元未満株式の買増請求に係る手数料は、単元未満株式の買取請求に係る手数料と同様無料となっておりますので、単元未満株式の買取制度と併せ買増制度のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(通話料無料)